



# リーがるかわら版

第10号

〈発行日〉 2017年 8月1日

〈発行〉 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部  
〒810-0073

福岡市中央区舞鶴3-7-13 (大禅ビル1階)

電話 092-738-1666

公式マスコットキャラクター  
「リーがるー」

## 成年後見関係事件の概況 —平成28年分—

本年も最高裁判所事務総局家庭局より、前年度の成年後見事件の処理状況についての概況が発表されました。これは毎年の成年後見制度の利用状況や申立当事者等の実績をデータ化したもので、成年後見制度発足当初より毎年発表されているものです。

同調査は基本的に単年度ベースのもので、今回は過去5年の「推移」に注目していくつか紹介して参ります。なお、詳細につきましては最高裁判所事務総局家庭局のウェブサイトに掲載されておりますのでご参照ください。

(参考URL: [http://www.courts.go.jp/vcms\\_lf/20170324koukengaikyoku\\_h28.pdf](http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20170324koukengaikyoku_h28.pdf))



### 1. 申立件数について

全国の成年後見関係事件（後見・保佐・補助・任意後見監督）の申立件数合計は約3万4,000件強で、例年大きな変化はありません。その内訳をみると、後見類型の申立件数が依然として全体の約80%を占めるものの、毎年約1%ずつ減少しており、一方で保佐類型の申立件数が毎年約1%ずつ増加しています。

これは、安易な後見類型への偏重を僅かながらも是正する流れであるものと推察されます。



### 2. 申立人と本人との関係について

後見等開始の申立は本人の子によるものが全体の約29.1%と突出しているものの、減少傾向にあります。それに代わり、本人申立及び市区町村長申立の件数が増加しており、それぞれ12.7%、18.8%を占めるまでになっています。

中でも市区町村長申立については、5年前から毎年400～500件のペースで増加しており、本人を社会全体で支えていこうという傾向のひとつの表れではないかと考えられます。

しかし、福岡県内における市区町村の関与率は未だ11.7%にとどまっており、他の大都市圏に比べても低いと言わざるを得ません。

### 申立人と本人との関係別件数（抜粋）

管内	総数	うち市町村申立	
		数	パーセンテージ
東京	5,192	1,031	19.9%
横浜	2,655	566	21.3%
さいたま	1,478	318	21.5%
大阪	2,713	509	18.8%
名古屋	1,270	233	18.3%
福岡	1,351	158	11.7%

リーガルサポートふくおか  
ホームページはこちら！！

リーガルサポートふくおか

検索

<http://www.fukuokashihoushoshi.net/legal/>

リーガルサポートふくおか  
公式マスコットキャラクター  
リーがるお誕生！！  
よろしくお願ひします！

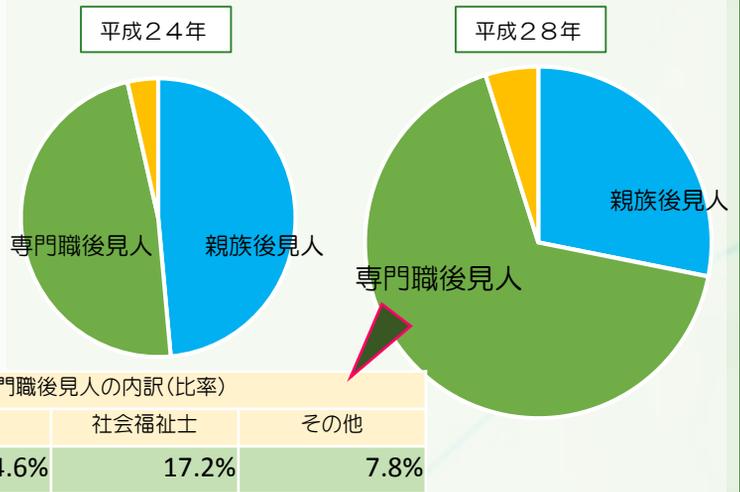
ふくおの  
くらしを  
おうえんします  
かかげがない あなたののために

いつでもお気軽にご相談ください。



3. 成年後見人等に就任する者について  
本人と成年後見人等の関係をみると、以前は配偶者や子などのいわゆる「親族後見人」が就任するケースが全体の半分程度を占めていたものの、この5年でその関与率は約28%程度にまで低下しています。

一方で、司法書士や社会福祉士等の「専門職後見人」の関与率は約70%と年々増加しています。これは、後見等事件の複雑化や、そもそも支援可能な親族がないケース等が増えてきていることが要因として考えられます。



#### 4. 成年後見制度利用者数について

昨年末時点の制度利用者数は全ての類型を合わせて約20万人となっています。

1. で述べた通り、例年約3万4,000人の新規申立てがあるところ、死亡者数を差し引いても毎年利用者は増えており、この傾向はしばらく続くものと思われる。

## 新役員就任のご挨拶

支部長 江島滋美



平成29年5月20日に開催された公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部第18回定時総会で支部長に選任されました司法書士の江島滋美です。

支部長という身に余る重責ではありますが、当法人、当支部が高齢者・障がい者の権利擁護を担うため成年後見制度の発展に努めていきたいと考えています。

さて、昨年私たち後見業務を行う会員にとっては大きな法制度上の改革がありました。

一つは「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」すなわち「円滑化法」と言われるものです。

また一つは「成年後見制度の利用の促進に関する法律」すなわち「利用促進法」です。

利用促進法は国の施策として大きく動いていく法律であり、「誰でも利用できる制度」を目指し、地方自治体とともに三士業（司法書士、弁護士、社会福祉士）が担い手となることを明確に打ち出しています。地域連携ネットワークの構築においてはその一助を司法書士が担うことをリーガルサポートの役割と考えています。

リーガルサポート福岡支部が市民のみなさまのお役に立てるような後見業務の専門家集団としてお手伝いできればと微力ながらまとめ役としての支部長を務めさせていただきたいと思えます。

本年度の新役員の紹介をいたします。リーガルサポート福岡支部に対しても、役員においても、高齢者、障がい者の権利擁護相談をお気軽にお声がけいただければ幸いです。

【支部長】江島滋美

【副支部長】江島一栄（福岡） 加藤丈雄（北九州） 熊本和美（福岡） 竹本安伸（筑後） 原口智吉（福岡）

【幹事】吉田昭夫（福岡） 永田和彦（福岡） 高瀬啓介（福岡） 佐藤直幸（福岡） 土井経世（福岡）

緒方智子（筑後） 柴原和美（福岡） 櫻井菜穂子（福岡） 眞鍋ゆかり（福岡） 安樂美和（福岡）

野中哲郎（福岡） 花田憲司（北九州） 田上伸之（北九州） 宮脇秀代（筑後） 下川慎一郎（筑後）

久篠守生（筑豊） 古谷加奈絵（筑豊） 稲毛翔平（福岡） 恒松史帆（北九州） 安河内肇（福岡）

【監査】池田みどり（福岡） 荻林和則（福岡）

### ○公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福岡支部への相談先

《電話相談（無料）相談料は無料です。》

・相談専用電話 092-738-7050

・月曜日～金曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

《面談相談（有料）相談料は1時間5,000円（税込）です。》

・事前予約が必要です。予約電話番号 092-738-1666

・毎週水曜日午後1時から3時まで（祝祭日、年末年始、盆休日除く）

・場所 福岡県司法書士会館内相談室

